

国立大学法人富山大学特別研究教授規則

平成21年3月25日制定

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成28年4月21日改正

平成30年3月27日改正

平成31年2月21日改正

令和元年6月25日改正

令和元年9月24日改正

令和4年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、[国立大学法人富山大学学則](#)第20条第2項の規定に基づき、教育職員のうち特別研究教授に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「特別研究教授」とは、外部資金により本学の研究活動を推進するため、期限を定めて雇用する極めて顕著な業績を有する研究者をいう。

2 前項に定めるほか、役員会が必要と認める場合に限り、運営費交付金により雇用することができるものとする。

(資格)

第3条 特別研究教授になることができる者は、専門分野において極めて顕著な研究業績があり、かつ、本学の研究活動の推進に貢献することが見込まれるものとする。

(雇用期間)

第4条 特別研究教授の雇用期間は、プロジェクト等の事業計画の期間に限り、5年の範囲内で定めるものとする。

2 特別研究教授の雇用期間は、更新することができるものとする。

(要請)

第5条 学系長は、特別研究教授を採用するときは、事前に別紙様式により、学長に要請するものとする。

2 前項の要請をするに当たっては、学系長は、雇用の必要性について審査するとともに資格、職務内容、予算の確認等を行うものとする。

3 学長は、特別研究教授の採用に係る要請について、学術研究部会議に諮るものとする。

4 第2条第2項により採用する場合は、あらかじめ役員会において運営費交付金により雇用することの承認を得た上で、第1項の要請を行うものとする。

(学系会議等への参加)

第6条 特別研究教授は、原則として学系会議、教授会及び各種委員会等の構成員として大学運営には加わらないものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月21日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において特別研究教授である者は、この規則により採用されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

別紙様式

特別研究教授の採用に係る要請書

国立大学法人富山大学長 殿

学系長 ○○○○

採用しようとする学系等に関する事項				
(ふりがな) 氏名				
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）			
現職				
所属等	・所属する学系，配置される学部等			
職名	特別研究教授			
専門分野				
業務内容				
雇用予定期間	年 月 日～ 年 月 日			
必要理由				
学系等における選考 日及び選考組織				
経費区分	☐ 競争的資金， ☐ 寄附金， ☐ その他（ ） []			
	<table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td>円</td> <td>その他の経費</td> <td>円</td> </tr> </table>	人件費	円	その他の経費
人件費	円	その他の経費	円	

※ 経費区分の記載については，雇用予定期間が複数年の場合，年度毎の計画を添付願います。

注１：「学系等における選考日及び選考組織」欄は，選考日及び特別研究教授の選考に関わった選考組織（学系会議等）を記入すること。

注２：この書類に学系会議等の選考資料（選考概要等）を添付すること。